

## 「西都市型大規模ハウス設計事業」募集要領

令和 3年12月13日  
西都市施設園芸拠点推進協議会

西都市施設園芸拠点推進協議会(以下「協議会」という。)が実施する「西都市型大規模ハウス設計事業」(以下「本事業」という。)を実施する事業者を選定するに当たり、この要領に基づき募集する。

### 1 事業の目的

施設園芸の新たな高生産性体系を確立するため、市の気象条件等に合った、低コストで軒が高い新たなハウスの設計や仕様の検討を行う。

### 2 事業の内容

別紙「西都市型大規模ハウス設計事業 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

### 3 委託料

550,000円以内(消費税及び地方消費税額を含む。)

### 4 公募する事業者の役割

審査の結果、本事業の事業者として決定された者(以下「事業実施者」という。)は、仕様書及び業務委託契約書に基づき、本事業を行うものとする。

### 5 応募者の資格要件

応募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- ①地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ②会社更生法(平成 14年法律第 154号)の規定に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11年法律第 225号)に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- ③応募時点において、国及び地方自治体から指名停止の措置を受けていないこと。
- ④法人その他団体の役員又は経営に事実上参加している者、事業を実施する主体の構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3年法律第 77号)第 2条第 2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有していないこと。
- ⑤応募及び本事業の実施に当たっては、地域の関係者等と十分に連携が図られること。

## 6 審査の実施

審査は、提出された提案書等について行い、下記の点を総合的に勘案して、契約の相手方を決定する。

- ・ 本事業の実施に必要な能力の保有
- ・ 企画提案の内容
- ・ ハウス設計、施行実績

## 7 委託契約の締結

審査の結果により、協議会と事業実施者は仕様書及び提出された提案書類等をもとに、委託契約を締結する。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書

- ア 企画提案書の表紙は、別紙1 (A4サイズ)とする。
- イ 企画提案概要(別紙2)を添付する。
- ウ その他資料は、A4サイズで任意様式とする。
- エ ページ番号は表紙及び目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。
- オ 仕様書の趣旨を踏まえ、わかりやすく具体的に作成すること。

#### ② その他書類

会社概要や本事業の実施に関して参考となる資料があれば提出すること。

### (2) 提出方法

#### ① 提出部数

正本1部、副本(コピー)3部

#### ② 提出期限

##### ア 持参する場合

令和4年1月7日(金)の午後5時までに下記担当課に提出すること。  
受付は土、日、祝祭日を除く、午前9時～午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

##### イ 郵送する場合

郵送用封筒等に「企画提案書等在中」の旨を記載して、令和4年1月7日(金)までに下記提出先に到着するように送付すること。

#### ③ 提出先

〒880-8501

宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地

宮崎県西都市農林課 農業創生係 杉田

(3)留意事項

- ① 提出後の書換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- ② 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- ③ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- ④ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

9 募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 本事業の内容など、募集に関する質問は、質問票(別紙3)により、「8(2)③提出先」にある担当課宛にファクシミリ又は電子メールで、令和3年12月27日(月)午後5時までに提出するものとする。
- (2) 回答は、その都度、質問事項を提出した者にファクシミリ又は電子メールにて行う

なお、市担当課が応募者全員に了知すべきと判断した質問及び回答の内容については、西都市ホームページにその内容を掲載する。